

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	柏村 武昭 (自民)	川口 順子 (自民)	加藤 敏幸 (民主)
理事	岡田 直樹 (自民)	北川 イッセイ (自民)	佐藤 道夫 (民主)
理事	山本 一太 (自民)	小泉 昭男 (自民)	主濱 了 (民主)
理事	浅尾 慶一郎 (民主)	櫻井 新 (自民)	榛葉 賀津也 (民主)
理事	柳田 稔 (民主)	関口 昌一 (自民)	浜田 昌良 (公明)
理事	高野 博師 (公明)	福島 啓史郎 (自民)	緒方 靖夫 (共産)
	浅野 勝人 (自民)	犬塚 直史 (民主)	大田 昌秀 (社民)

(18.10.17 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された案件は、条約2件及び内閣提出法律案4件の計6件であり、そのいずれも承認又は可決した。このほか、本委員会から法律案1件を提出することに決定した。

また、本委員会付託の請願8種類26件のうち、1種類3件を採択した。

〔条約及び法律案の審査〕

防衛庁の省移行、国際平和協力活動等の本来任務化 近年、自衛隊の任務・役割の拡大に伴い、危機管理の充実・強化、国際平和協力活動のための体制整備の必要性等が指摘されるようになり、省移行に関する議論も活発化した。このような背景の下、**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案**が、本年6月9日(第164回国会)衆議院に提出されたが、第164回国会中は一度も審査が行われないうまま、継続審査となっていた。同法案は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという任務の重要性にかんがみ、防衛庁の省への移行、国際平和協力活動等の本来任務化、安全保障会議の諮問事項の追加等に関し所要の措置を講じようとするものである。委員会においては、防衛庁の省移行の必要性とその意義、省移行後におけるシビリアン・コントロールの徹底、省移行に対する近隣諸国の反応、国際平和協力活動等の本来任務化に伴う自衛隊の役割の変化、本来任務化に伴う予算・組織・装備等への影響、自衛隊の活動に係る地理的範囲、安全保障会議の諮問事項を追加する理由等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、シビリアン・コントロールの徹底、防衛施設庁による談合事案等の再発防止等を求める附帯決議を行った。

国際テロ対策のための活動の継続 国際テロとの闘いは、一定の進展は見られるものの、世界各地でアルカイダ等の関与が疑われるテロ事件が引き続き発生しており、依然として国際社会の大きな課題となっている。平成十三年九月十一日のアメリカ合衆

国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、国際社会によるテロとの闘いが今後も継続される見通しであることを踏まえ、我が国が引き続き国際社会の一員としてテロとの闘いに寄与することが重要であるとの観点から、テロ対策特別措置法の有効期限を1年間延長しようとするものである。委員会においては、テロ対策特別措置法の有効期限を1年間延長する理由、諸外国による海上阻止活動の成果、海上自衛隊による洋上補給活動の成果と終了の見通し、テロとの闘いの後方支援及び国際平和協力に係る恒久法の制定、国際テロとの闘いについての外交努力、アフガニスタンの治安情勢、同国の国内秩序安定化の努力、復興支援、麻薬問題・貧困問題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

ODA業務の一元的実施 近年、ODAの企画・立案部門における改革が進められており、本年4月には、官邸に「海外経済協力会議」が、外務省に「国際協力企画立案本部」及び国際協力局が設置された。独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案は、実施部門においてもODA改革を実施し、戦略的かつ効率的なODAを早期に実現するとの観点から、国際協力機構（JICA）が、従来より実施している技術協力業務に加え、国際協力銀行（JBIC）が実施する有償資金協力業務及び外務省が実施する無償資金協力業務の一部を承継することにより、JICAをODA業務の一元的な実施機関としようとするものである。委員会においては、本改正後の新たな援助実施機関、いわゆる新JICA創設の意義と援助業務の一元的運用、新JICAの組織・人事制度の見通し、国家戦略を踏まえた援助の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

経済連携の強化 近年、国際社会においては、自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の締結の動きが活発化しており、我が国もアジア諸国を始めとした関係各国との協定締結に積極的に取り組んでいる。経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定は、我が国とフィリピンとの間における物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化を促進するとともに、人の移動の円滑化、知的財産の保護、ビジネス環境の整備、人材養成等の分野における協力等を定めるものである。また、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の規定に基づき、両国間の貿易における鶏肉、牛肉及びオレンジ生果の関税割当ての枠内税率等について定めるものである。委員会においては、両件を一括して議題とし、経済連携協定締結の意義、フィリピンとの経済連携協定の締結と有害廃棄物の輸出規制、フィリピンからの看護師及び介護福祉士の受入れに伴う体制の整備、今後の経済連携協定締結交渉における人の移動の問題に対する基本姿勢等について質疑が行われ、両件は

いずれも多数をもって承認された。

防衛庁職員に対する手当の改定・新設 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給の特別調整額（管理職手当）の上限を改めるとともに、新たに広域異動手当を設け、異動距離に応じて定める割合を俸給等に乗じて得た額を支給しようとするものである。委員会においては、俸給の特別調整額の定額化及び広域異動手当の新設による予算上の効果、自衛官の給与水準と手当の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

北朝鮮によるテポドン2を含むミサイル発射（7月5日）、国連安保理による対北朝鮮非難決議1695の採択（7月15日）、イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更（8月4日）等を踏まえ、第164回国会閉会後の8月11日、イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について安倍内閣官房長官から報告を聴取した後、質疑を行った。

第165回国会においては、北朝鮮による地下核実験実施の発表（10月9日）、国連安保理による対北朝鮮制裁決議1718の採択（10月14日）等を踏まえ、国政調査が行われた。

10月24日、北朝鮮の核実験問題と国連安保理決議に基づく制裁措置、我が国の核兵器保有をめぐる論議、日朝関係、アフガニスタン情勢、外交実施体制、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

11月30日、外交実施体制の強化、ミサイル防衛、在日米軍再編問題、防衛庁の省昇格問題等について質疑を行った。

〔法律案の提出〕

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給 昭和31年から34年までの間、国の企画・立案によるドミニカ共和国への移住事業が実施されたが、国による入植地の事前調査及び移住条件に関する情報提供の不備などにより、移住者は多くの困難・苦勞を余儀なくされ、他の移住先には見られない特有かつ特別の事情があった。本年6月7日、東京地裁においてドミニカ移住事業に係る国の情報提供義務違反等を指摘する判決がなされたことを受け、7月21日、「ドミニカ共和国移住問題の早期かつ全面的解決に向けての総理大臣談話」が閣議決定され、移住者に特別一時金を給付することとし、立法府において必要な措置が講じられるよう協議を進めるとの方針が示された。ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案は、以上の経緯を踏まえ、国として率直に反省するとともに、ドミニカ移住者の努力に報いる等のため、移住者に対し特別一時金の支給等を実施しようとするものである。

11月7日、ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、提案者尾辻秀久君から趣旨説明を聴取し、麻生外相から国会法第57条の3の規定に基づき内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって本委員会提出法律案とすることに決定した。

(2) 委員会経過

○平成18年8月11日（金）（第164回国会閉会后第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について安倍内閣官房長官から報告を聴いた後、同長官、額賀防衛庁長官、麻生外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 浅野勝人君（自民）、白眞勲君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成18年10月17日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月24日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮の核実験問題と国連安保理決議に基づく制裁措置に関する件、我が国の核兵器保有をめぐる論議に関する件、日朝関係に関する件、アフガニスタン情勢に関する件、外交実施体制に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について麻生外務大臣、久間防衛庁長官、浅野外務副大臣、高木経済産業大臣政務官、関口外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山本一太君（自民）、犬塚直史君（民主）、白眞勲君（民主）、遠山清彦君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について塩崎内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成18年10月26日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実

施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について麻生外務大臣、塩崎内閣官房長官、久間防衛庁長官、浅野外務副大臣、梶山国土交通大臣政務官、宮崎内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕犬塚直史君（民主）、岡田直樹君（自民）、白眞勲君（民主）、浅尾慶一郎君（民主）、柳田稔君（民主）、緒方靖夫君（共産）、遠山清彦君（公明）、大田昌秀君（社民）

（閣法第1号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成18年11月2日（木）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年11月7日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について麻生外務大臣、平沢内閣府副大臣、椎名財務大臣政務官、関口外務大臣政務官、大前防衛庁長官政務官、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事黒木雅文君、国際協力銀行理事武田薫君及び財団法人日本国際協力システム理事長佐々木高久君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕山本一太君（自民）、白眞勲君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第3号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案の草案について提案者尾辻秀久君から説明を聴き、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成18年11月30日（木）（第6回）

- 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

以上両件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交実施体制の強化に関する件、ミサイル防衛に関する件、在日米軍再編問題に関する

る件、防衛庁の省昇格問題に関する件等について麻生外務大臣、久間防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、藤末健三君（民主）

○平成18年12月5日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

以上両件について麻生外務大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕榛葉賀津也君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第2号）賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

（閣条第1号）賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

○平成18年12月7日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第91号）（衆議院送付）について久間防衛庁長官から趣旨説明を聴いた後、同長官、鈴木内閣官房副長官、浅野外務副大臣、梶山国土交通大臣政務官、岡下内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、白眞勲君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、犬塚直史君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成18年12月12日（火）（第9回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第91号）（衆議院送付）について参考人拓殖大学海外事情研究所長森本敏君及び早稲田大学法学部教授水島朝徳君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕川口順子君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第91号）（衆議院送付）について久間防衛庁長官、麻生外務大臣、浅野外務副大臣、木村防衛庁副長官及び政府

参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 犬塚直史君（民主）、藤末健三君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成18年12月14日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第91号）（衆議院送付）について麻生外務大臣、久間防衛庁長官、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 白眞勲君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（第164回国会閣法第91号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について久間防衛庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、木村防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 浅尾慶一郎君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第8号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○請願第1209号外2件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第41号外22件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の有効期限を1年間延長しようとするものである。

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(閣法第3号)

【要旨】

昨年来、政府が実施してきたODA改革については、官邸に海外経済協力会議が、外務省に国際協力企画立案本部及び国際協力局が設置される等、ODAの企画・立案部門においては改革が既に進められている。

本法律案は、実施部門においてもODA改革を実現し、戦略的かつ効率的なODAを早期に実現するとの観点から、独立行政法人国際協力機構（JICA）を、ODAの3つの手法（技術協力、有償資金協力及び無償資金協力）の一元的な実施機関としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、JICAが、これまで国際協力銀行（JBIC）が行ってきた有償資金協力業務を承継する。
- 二、JICAが、これまで外務省が所掌してきた無償資金協力の実施業務を承継する。ただし、機動的な実施の確保等、外交政策の遂行上の必要に基づき外務省が自ら実施するものは除くこととする。
- 三、有償資金協力業務と他の業務の勘定を区分するとともに、有償資金協力勘定の財務及び会計については、予算の国会議決制度等、現行JBICと同様の制度を維持することとする。
- 四、JICA全体の主務大臣は外務大臣とする。ただし、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項は、外務大臣及び財務大臣の共管とする。
- 五、JICAに、役員として、その長である理事長及び監事3人（1人増員）を置き、副理事長1人及び理事8人以内（2人増員）を置くことができることとする。
- 六、本法律は、一部の規定を除き、別に法律で定める日から施行する。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給の特別調整額の上限の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、俸給の特別調整額は、管理又は監督の地位にある官職を占める職員の属する職務の級又は階級における最高の号俸による俸給月額額の100分の25を超えてはならないものとする。
- 二、事務官等及び自衛官に対して支給する手当として、広域異動手当を新設する。
- 三、本法律は、平成19年4月1日から施行する。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(第164回国会閣法第91号)

【要旨】

本法律案は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという任務の重要性にかんがみ、防衛庁を防衛省とするため、所要の規定を整備するほか、我が国周辺の地域における

我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動等を自衛隊の任務として位置付けるとともに、安全保障会議の諮問事項を追加するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、防衛庁の省移行

- 1 防衛庁を防衛省とするとともに、その長を防衛大臣とする等所要の改正を行う。
- 2 防衛省の任務、所掌事務、組織等は、現行の防衛庁設置法に規定されているものと同様とする。
- 3 自衛隊の最高の指揮監督権、防衛出動の命令、治安出動の命令、海上警備行動の承認その他の内閣の首長としての「内閣総理大臣」の権限については変更せず、内閣府の長としての「内閣総理大臣」については、これを「防衛大臣」と改める等所要の改正を行う。

二、国際平和協力活動等の本来任務化

自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、周辺事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動並びに国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動について、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされているものを行うこと等を新たに自衛隊法第3条に規定する自衛隊の任務とする。

三、安全保障会議の諮問事項の追加

安全保障会議の諮問事項に、内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重要事項及び内閣総理大臣が必要と認める国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する自衛隊の活動に関する重要事項を追加する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 防衛施設庁は、平成19年度において、廃止するものとし、同庁の機能については、防衛省本省への統合等の措置を講ずることにより、より適正かつ効率的に遂行することを可能とする体制を整備する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たって、憲法の下、国防の基本方針等の防衛に係る基本政策を堅持するとともに、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。

- 一 防衛庁の省移行に当たっては、自衛隊の管理運用のみならず、防衛政策に関する企画立案機能をも強化し、もって我が国の危機管理態勢の充実・強化を図り、国際社会の平和と安全の実現に取り組む姿勢を内外に明確にすること。
- 二 内閣総理大臣の自衛隊に対する最高の指揮監督権の保持等、現行のシビリアン・コントロールの基本的な枠組みを徹底させるとともに、さらに国民の代表である国会による恒常的な関与を深めシビリアン・コントロールを実効あらしめるため、関係法令の解釈

を含め国会に対する説明責任を的確に果たすこと。

三 防衛庁の省移行に当たっては、防衛政策の企画立案及び執行に係る防衛大臣の補佐体制を強化し、もって自衛隊に対する防衛大臣によるシビリアン・コントロールの徹底を図ること。

四 自衛隊の国際平和協力活動の本来任務化に当たっては、これらが従たる任務であるとの位置付けを踏まえ、警戒監視活動等にいささかも欠けるところの生じることがないよう、主たる任務である我が国の国土及び国民の防衛に万全を期すること。

五 防衛庁の省移行、国際平和協力活動等の本来任務化を踏まえ、近隣諸国を始めとする諸外国との安全保障対話・防衛交流を通じて、相互の信頼醸成、防衛政策及び防衛力の透明性の向上に更なる努力を傾注すること。

六 自衛隊の国際平和協力活動に当たっては、我が国の主体的判断と民主的統制の下に参加することを原則とし、今後、自衛隊が海外活動を展開する際には、その国際的な根拠、必要性及び自衛隊が当該活動を行わなければならない必然性等を明確にして、国会における関係法律の審議等あらゆる局面において、国民に対する十分な説明責任を果たすこと。また、従来から本来任務として位置付けられている国の防衛及び新たに本来任務として位置付けられる国際平和協力活動等の性格、内容及び活動の地理的範囲について個別の関係法令の規定の趣旨を十分踏まえること。さらに、国際平和協力活動に際しては、個々の活動の内容や情勢の変化等に照らして、装備品や人員の配置等について適切な整備を行うこと。

七 防衛庁の省移行、国際平和協力活動等の本来任務化を踏まえ、任務の多様化、統合運用の本格化等に対応するよう自衛隊員の適切な人事管理に努めるとともに、勤務環境の更なる改善を図ること。あわせて、負担の偏在、過重な負担の解消を進めるとともに、自衛官の自殺に関し、適切な対応をとること。

八 防衛施設庁入札談合事案、情報流出事案、薬物事案等の一連の遺憾なる不祥事にかんがみ、真に国民の負託に応えるため、抜本的体質改善に努めるとともに、防衛省に移行した後も、これら事案の徹底的な究明及び対策に全省を挙げて取り組むこと。そのため、新たに外部からの人材の登用等、監査・査察等に関する制度・組織の創設を図ることにより、一層の厳格な規律の保持に努め、もって国民の信頼回復に全力を尽くすこと。

右決議する。

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案(参第1号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、前文

昭和31年から昭和34年までの間に実施されたドミニカ共和国への移住においては、国が企画及び立案を行い、財団法人日本海外協会連合会が移住者の募集等の実施事務を行うことによりその事業が進められたところ、その全期間を通じて、入植予定地の事前調査や移住条件についての情報提供が適切に行われなかったこと等により、移住者の生活

基盤の構築に多大な困難を生じさせ、その後の同国の社会経済情勢の著しい変動や全土にわたる自然災害の頻発等とあいまって、移住者は、長年にわたる労苦を余儀なくされた。このように、同国への移住については、他の移住先には見られない特有かつ特別の事情があったと認められる。

ここに、移住者に多大な労苦をかけたことについて、国として率直に反省し、特別一時金を支給すること等により、移住者の努力に報い、かつ、移住者が幾多の苦境を乗り越えて我が国とドミニカ共和国との友好関係の発展に寄与してきたことに深い敬意を表するとともに、かつての同国への移住に関する経緯を超え、引き続き、両国の良好な関係の発展に資するよう、この法律を制定する。

二、定義

この法律において「ドミニカ移住者」とは、昭和31年から昭和34年までの間に、財団法人日本海外協会連合会が行った募集に応じ、選定されて、ドミニカ共和国に移住した者をいう。

三、特別一時金の支給及び権利の認定

ドミニカ移住者（ドミニカ移住者がこの法律の施行前に死亡している場合はその遺族）に特別一時金を支給し、特別一時金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、外務大臣が行う。

四、請求期限

特別一時金の支給の請求は、平成20年1月31日までに行わなければならない。

五、特別一時金の額

1 特別一時金の額は、ドミニカ移住者の区分に応じ、それぞれに掲げる額とする。

① 次に掲げる者 50万円

イ 本邦に永住する目的又は本邦に帰国してドミニカ共和国以外の国若しくは地域へ移住する目的で、昭和37年3月19日までにドミニカ共和国から出国した者

ロ 本邦に帰国することなくドミニカ共和国以外の国又は地域へ移住する目的で、昭和38年3月8日までにドミニカ共和国から出国した者

② ①に掲げる者以外の者 120万円

2 ドミニカ共和国への移住に伴う特有かつ特別の事情に起因して、その移住事業の経緯及び実態並びにドミニカ移住者の実情を明らかにするための諸活動について負担をする等特別の労苦があった者として外務大臣が認めるドミニカ移住者に係る特別一時金の額は、当該ドミニカ移住者1人につき1の金額に80万円を加算した額とする。

六、ドミニカ移住者の支援等を行う民間の団体の活動に対する援助等

国は、ドミニカ移住者及びその家族の生活の安定及び福祉の向上に資するため、ドミニカ共和国においてこれらの者の生活の支援等の活動を行う民間の団体の当該活動に対する援助（五2の諸活動について特別の負担をした者に対しその費用の一部を補てんする措置に対する援助として、資金を供与することを含むものとし、国の供与する当該資金の総額は、邦貨2,000万円に相当する額とする。）その他必要な施策を講ずるものとする。

七、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、六は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 1にかかわらず、特別一時金の支給を受ける権利の認定は、1ただし書の政令で定める日の前日までの間に行わないものとする。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

【要旨】

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定は、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会及び政府調達への参加の機会の増大を図り、ビジネス環境の整備及び中小企業等の分野における協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携の強化のための法的枠組みを設けるものであり、2005年（平成17年）4月に発効した。

この議定書は、前文、本文4箇条及び末文並びに議定書の不可分の一部を成す付表から成り、協定の規定に基づき、鶏肉、牛肉及びオレンジ生果の関税割当ての枠内税率等について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、この議定書の不可分の一部を成す付表一及び付表二に定める合計割当数量及び枠内税率によって拘束される。
- 二、鶏肉については、すべての品目につき協定発効後2年目の枠内税率は、実行最恵国税率の10パーセントを減じて得た税率とし、3年目から5年目までの枠内税率は、鶏肉調整品については実行最恵国税率の40パーセントを減じて得た税率、骨なし鶏肉（冷凍）については実行最恵国税率の28.5パーセントを減じて得た税率、骨付きもも肉（冷凍）については実行最恵国税率の20パーセントを減じて得た税率、それ以外の品目については実行最恵国税率の10パーセントを減じて得た税率とする。
- 三、牛肉の協定発効後3年目から5年目までの枠内税率は、冷蔵・冷凍肉（8品目）については実行最恵国税率の20パーセントを減じて得た税率、内臓・タン及びほほ肉（4品目）については実行最恵国税率の40パーセントを減じて得た税率、それ以外の品目については実行最恵国税率の10パーセントを減じて得た税率とする。
- 四、オレンジ生果の協定発効後3年目から5年目までの枠内税率は、実行最恵国税率の50パーセントを減じて得た税率とする。
- 五、メキシコが行う牛肉の関税割当ての合計割当数量は、3年目については3,000トン、4年目については4,000トン、5年目については6,000トンとする。

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

【要旨】

この協定は、我が国とフィリピンとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、人の移動の円滑化及びビジネス環境の整備を図り、知的財産の保護を確保し、人材養成、中小企業等の分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2006年(平成18年)9月9日にヘルシンキにおいて、小泉内閣総理大臣とアロヨ大統領との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文165箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し又は引き下げるとともに、当該表に定める水準よりも関税を引き上げてはならない。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ バナナ

小さな種類のものとは協定発効後10年間で関税を撤廃。その他の種類については関税を削減

ロ パイナップル(900グラム未満のもの)

関税割当を設定(枠内税率は無税、割当数量は協定発効後1年目1,000トン、5年目1,800トン)

ハ 水産物(キハダマグロ、カツオ)

協定発効後5年間で関税を撤廃

2 フィリピンによる関税撤廃等の主要品目

イ 鉄鋼

我が国からの輸出量の60パーセント以上について関税を即時撤廃

ロ 自動車

現地組立車用部品のうちフィリピンで生産されていないものは関税を即時撤廃。

その他の部品は10年以内に関税を撤廃(一部は即時撤廃)。3,000CC超の乗用車、バス、トラック等は原則として2010年に関税を撤廃。3,000CC以下の乗用車は段階的な関税削減の後、2009年に再協議

ハ 温帯果実

ぶどう、りんご、なし等について関税を即時撤廃

二、原産地規則、原産地証明及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最

恵国待遇を与える。

四、各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、各締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との個人的な契約に基づき、一時的に滞在する者及び看護師又は介護福祉士によって提供されるサービスに関連する活動に従事する者について入国及び一時的な滞在を約束する。各締約国は、入国及び一時的な滞在を許可する人の数について制限を課し、又は維持してはならない。ただし、特定の約束の秩序ある実施のために、入国及び一時的な滞在を規制する権利について妨げられない。

六、両締約国は、知的財産の十分かつ無差別的な保護等を確保し、知的財産分野における協力を発展させ、及び強化する。

七、各締約国は、反競争的行為に対する取組により競争を促進するために適当と認める措置をとる。

八、両締約国は、ビジネス環境を一層整備するための協力を促進し、及び必要な措置をとるとともに、ビジネス環境の整備に関する小委員会を設置する。

九、両締約国は、人材養成、金融サービス、情報通信技術、エネルギー及び環境、科学技術、貿易及び投資の促進、中小企業、観光、運輸並びに道路整備の分野において協力する。

十、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び任務、仲裁裁判手続、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。

十一、両締約国は、この協定並びにその実施及び運用についての一般的な見直しを2011年に行うものとし、その後においては5年ごとに行う。

十二、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。